

平成28年4月診療分から、多子世帯に対する「こどもの医療費支給事業」の助成対象を拡大します

この事業は、多子世帯への経済的な支援と少子化対策「安心して子どもを産み、育てられるまち」の実現を目的とし、18歳までのお子さんを3人以上養育する世帯で、高校生等の医療費（入院・通院）を助成するものです。

この制度を受けるために支給対象となる方は、登録手続きが必要となります。

問い合わせ／こども未来課こども給付担当（内線2636）

◆多子世帯例（長男20歳・長女18歳・二男16歳・三男12歳の4人兄妹を養育している場合）と子どもの数の捉え方

平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）				
年齢要件児童			中学3年生まで支給対象児童（現行）	多子世帯支給対象児童（拡大）
続柄	子どもの数の捉え方	住所地		
長男20歳	—	市内	—	—
長女18歳（高3）	第1子	市外	—	非該当
二男16歳（高1）	第2子	市内	—	該当
三男12歳（小6）	第3子	市内	該当	非該当

⇒
1年後

平成29年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）				
年齢要件児童			中学3年生まで支給対象児童（現行）	多子世帯支給対象児童（拡大）
続柄	子どもの数の捉え方	住所地		
長男21歳	—	市内	—	—
長女19歳	—	市外	—	非該当
二男17歳（高2）	第1子	市内	—	非該当
三男13歳（中1）	第2子	市内	該当	非該当

※長男は18歳年度末に達しているため、年齢要件児童から除き、「長女を第1子」と捉え、「子どもを3人養育している多子世帯」に該当します

※長女が18歳年度末（29年3月末）に達したため、年齢要件児童から除き、この世帯は多子世帯非該当となります

平成28年度支給対象者／多子世帯における高校生等（平成10年4月2日から平成13年4月1日生まれ）のお子さん

※就労や婚姻などで親の扶養を外れたおさんは、除きます

登録申請期間及び場所／6月1日からこども未来課・両支所福祉グループにて受付を開始

こどもの医療費受給資格登録申請に必要なもの／

●申請者の口座が確認できるもの（主に、生計を維持している保護者） ●支給対象者（高校生等のお子さん）の健康保険証 ●市外在住の高校生等のお子さんを養育している場合は、そのお子さんの住民票（世帯全員分・続柄・本籍の記載があるもの）が必要です

注意／●4月に高校生等となったお子さん及び現高校生等の方も手続きが必要です ●ひとり親家庭等医療

費受給者証をお持ちの方でも、対象となるお子さんがいる場合は、手続きが必要です ●受給資格登録申請は、扶養状況の確認のため毎年手続きが必要です

その他／●登録申請後に、高校生等用の「こどもの医療費受給者証（緑色）」を交付します ●4月以降に、高校生等が医療機関等（市内・市外）を受診した場合①診察時に医療機関の窓口で一部負担金を支払っていただきます ②こどもの医療費支給申請書は、6月1日（水）以降の受付となります。医療機関で発行された領収書は、支給申請書に添付し提出していただくため、申請までの間大切に保管してください ③こどもの医療費支給申請書は、こども未来課、両支所福祉グループ、各公民館へ提出してください ●こどもの医療費の財源は、市民の皆さんの税金です。適正受診にご協力ください

固定資産税・都市計画税の「納税通知書・課税明細書」を変更

市の各業務システムの更新に伴い、平成28年度より固定資産税・都市計画税の「納税通知書・課税明細書」の様式が変わります。新しい様式の「納税通知書・課税明細書」は、5月上旬に発送予定です。

問い合わせ／資産税課土地担当（内線2261）・家屋担当（内線2263）、口座振替については収税対策室管理担当（内線2269）

【変更点】

■昨年度までは、「納税通知書・課税明細書」は製本された冊子でしたが、平成28年度から、A4サイズほどの文書形式になります。3つ折りで、封筒に入れてお送りします。

■印字などのレイアウトも変更されます。各欄の内容は、「納税通知書・課税明細書」の裏面に記載されていますので、ご参照ください。

■納付書についても、新しい様式に変わります。

■平成28年度から名寄せの方法が変わり、納税義務者ごとから、所有者（登記名義人）ごとに納税通知書

などを作成します。 ※口座振替についても、所有者（登記名義人）ごとにお申し込みください。その際は、納税通知書に記載されている、お問い合わせ番号を必ずご記入ください

■非課税や免税点未満により税額が発生しない方については、平成28年度から課税明細書を発送しないことになりました。

■外国人の方について、通称名を登録されているときは「通称名」、登録されていないときは「漢字又は英字表記」で納税通知書などをお送りします。

※納税通知書等の様式変更に伴い、金融機関等の口座を指定して振込みを求めたり、ATM操作を求めたりすることは、決してありませんのでご注意ください。不審な電話を受けたら、市消費生活センターやご自分の家族、又は警察に相談してください

